

右京区河川美化推進月間 設置及び実施要綱

1 目的

この取組は、右京区の歴史、文化を育んできた河川について、その恩恵を見つめ直すとともに、河川をはじめとする水辺環境（以下、水辺環境）の美化活動への関心をさらに高めるため、区民、各種団体並びに関係行政機関等の共汗によって、より豊かで美しい水辺環境を後世に継承していく積極的な取組を推進することを目的とする。

2 期間

毎年7月1日から7月31日までとする。

3 実施体制

右京区役所及び右京区河川美化推進協議会（以下「協議会」という。）が連携して実施する。

また、区内の各種団体、事業者及び関係行政機関等にも参加を呼びかけ、右京区内全域的な河川美化推進運動の展開を図る。

4 実施要領

右京区役所並びに協議会は、区民、各種団体並びに関係行政機関等と連携し、この月間中に、水辺環境の美化意識が広く区民の間に浸透するよう、次に掲げる活動を展開する。

（1）地域が主体となった水辺環境の美化活動

豊かな水辺環境をより美しく維持するために、地域や各種団体等を主体とする水辺の美化活動が積極的に展開されるよう多様な支援を行う。

（2）美化活動を通じた地域コミュニティの活性化

水辺環境の美化活動を実施するにあたり、より多くの区民や各種団体、事業者等に参加いただき、誰もが参加しやすい取組へと拡大することで、新たなつながりの構築と参加者間での連携を強固なものとし、地域コミュニティの活性化につなげる。

5 留意事項

（1）河川愛護月間との連携

国土交通省等が定める「河川愛護月間」との連携を密にし、両運動に相乗効果をもたらす美化活動を展開することで、区民が安らぎと憩いを与える水辺環境に親しみ、その保全と継承に向けた取組を広げる。

（2）河川美化推進月間の周知

月間の周知については、協議会独自の広報物や区役所が発信する広報媒体を活用するほか、関係団体等が発行する広報媒体についても、積極的な連携を図る観点から、情報発信を促すとともに、環境関連事業等への共催、後援等を積極的に行うことで、効果的な運動を実施する。

6 附則

（1）この要綱は、平成25年5月30日から施行する。